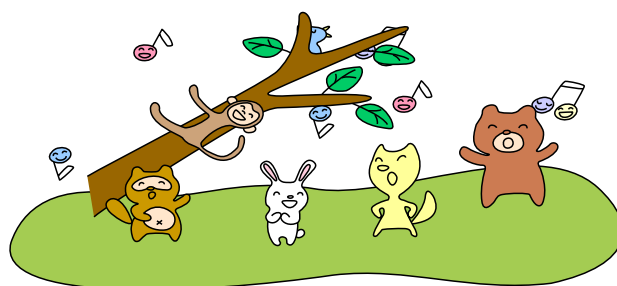


子ども・子育て支援新制度における

保育園・こども園等 利用のてびき (2号・3号認定 保育認定)

【令和9年度新規申込者用】

みなかみ町子育て支援課



－利用（入園）のてびき目次－

保育園関係施設について	P.1～	保育料（利用者負担額）について	P.6～
1 施設の種類		1 保育料の算定について	
2 施設を利用（入園）するには		2 公立園の保育料の納入	
保育園・認定こども園への申込み	P.2～	利用申込後の手続き等について	P.8～
1 利用の申込ができる児童		1 変更があった場合	
2 受付日及び受付場所		2 その他	
3 申込時に提出、提示していただく書類		その他の保育サービス	P.10～
4 保育時間(保育標準時間と保育短時間)		申込用紙記入例	P.11～
5 教育・保育給付認定通知及び認定証の交付		利用者負担額一覧	P.15～
6 利用の決定			

【 お問い合わせ先 】

みなかみ町子育て支援課 子育て支援係

〒379-1393 利根郡みなかみ町後閑318

☎ 25-5009（課直通）

保育関係施設について

1. 施設の種類

◆ 認定こども園と保育園とは

認定こども園とは、保育園と幼稚園の機能をあわせもち、保育と教育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する施設です。

また、保育園とは、児童福祉法に基づき、保護者の就労・病気・介護・出産・求職活動のためなどの理由で、お子さんを家庭で保育ができない場合に保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

保護者等が家庭でお子さんをみられる場合は、原則、保育園及び認定こども園の保育園機能（以下保育園等という）の利用はできません。

したがって、保育園等でお預かりする児童は、「集団生活に慣れさせる」「学校の入学が近づいたので」「(健康な)下の子の面倒が大変だから（産前産後を除く）」等の理由では入園要件にはあてはまりません。

2. 施設を利用（入園）するには

『子ども・子育て支援新制度』の施行により保育園等の保育関係施設利用の申し込みのため、「保育の必要性」の認定申請をしていただきます。

保育関係施設の利用申し込みをする際に、町へ認定申請を行い認定を受けます。認定に応じて保育施設等が利用できます。

1号認定 保育を必要としない満3歳以上の児童

2号認定 「保育の必要な事由」に該当し、保育を必要とする満3歳以上の児童

3号認定 「保育の必要な事由」に該当し、保育を必要とする満3歳未満の児童

町内の2号・3号認定（保育認定）利用可能施設一覧（町内）

施設名	住所等連絡先	2号・3号 定員	受入年齢	開園時間 ※ 早朝・延長含む
町立にいはるこども園 (幼保連携型認定こども園)	須川774-1 ☎ 64-0931	80	10ヶ月～	7:30 ～ 18:30
私立水上わかくりこども園 (幼保連携型認定こども園)	湯原985 ☎ 72-4120	50	10ヶ月～	7:30 ～ 18:30
私立つきよのこども園 (幼保連携型認定こども園)	月夜野464 ☎ 25-8400	175	6ヶ月～	7:30 ～ 19:00

保育園・認定こども園への申込み（2号・3号認定）

1. 利用の申込みができる児童

(1) 保護者・児童がみなかみ町に居住し、かつ住民登録をしていること。

○ 広域利用申込みについて

1 みなかみ町に居住している方で、次に該当する場合は、町外保育施設の利用を申し込むことができます。

① 保護者の勤務地の都合上、町内の保育施設では送迎等が困難であり、他市町村の保育関係施設の方が都合がよい場合。

② その他、やむを得ない理由により他市町村保育施設への入園が必要となる場合。

2 町外に居住している方で、みなかみ町内へ勤務している等、やむを得ない理由のある方は町内保育施設の利用を申し込むことができます。

※ 詳しくは、居住先市町村へお問い合わせください。ただし、施設の所在地に居住している方が優先となります。

(2) 就学前児童で保育関係施設での集団生活に支障のない児童であること。

(3) 次のいずれかの事情で保護者が児童を家庭で保育することが困難であること。

① 家庭外労働	外で仕事をしている。
② 家庭内労働	家庭で家事以外の仕事(自営・農業・内職等)をしている。 ※ ①②の最低就労時間 月48時間以上が必要(足りない場合は利用できません)
③ 母親の出産等	妊娠中又は産後間がない。(出産月を含まない産前2か月、産後2か月計5か月)状況により産後の認定期間を産後4ヶ月まで延長可能。
④ 傷病等	病気、負傷、又は精神若しくは身体に障害を有している。
⑤ 病人の介護等	長期にわたり病人又は障がい者の介護をしている。
⑥ 家庭の災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。
⑦ 求職活動	求職活動や起業準備中である。 入園後3か月以内に就労等することを前提としている場合に限る
⑧ 就学	学生、職業訓練等を受講している。
⑨ 虐待やDV	虐待やDVを受けている

(注) お子さんに心配なことや障害等があると思われる場合は、必ず申込み時にお申し出ください。入園の際お子さんの状態を把握する必要があります。

(注) 保護者の育児休業取得時における入園について

- 令和10年3月31日までの間で育休明けを予定している方も事前に申込みができます。
(育児休業が終了する日のおよそ2週間前ごろからの入園となります。)
- 育児休業開始前から保育園等に入園していた児童については、継続入園が可能です。育児休業対象児童が2歳を超えて休業する場合は、原則退園となります。ただし、保護者が育児休業対象児の入園を希望しても、定員等の関係で施設に入園できない場合、入園できるまで若しくは年度末までは、在園している上の子の入園を認めます。

2. 受付日及び受付場所

◆ 募集要項・申込書等の配布及び受付

- 申込書等配布：令和8年8月3日（月）から
各保育施設、役場子育て支援課（本庁）で配布します。
- 受付の方法：申込書類一式をもれなく記入・持参し、お子さんをお連れの上、保護者が申込みに来てください。
（聞き取りで確認したい場合があります）
- 受付期間：受付期間中に申込受付をした方が優先となります
各園では、新入園児向け入園説明会も予定しています。
（説明会の事前予約は不要です）

受 付 日	受付時間	受付場所 及び 説明会
令和8年9月16日(水) ～ 9月18日(金)	9:00～17:00	私立水上わかくりこども園（湯原） ◆ 入園説明会 <u>令和8年9月3日(木) 15:00～</u>
令和8年10月1日(木)	9:00～12:00	町立にいはるこども園（須川） ◆ 入園説明会 <u>令和8年9月3日(木) 15:00～</u>
令和8年10月2日(金)	8:30～17:00	私立つきよのこども園（月夜野） ◆ 入園説明会 <u>令和8年9月3日(木) 10:00～</u>

なお、各園の申込受付期間に都合がつかない場合や、町外保育施設の利用を希望する場合は、次の日程により受け付けます。（役場本庁子育て支援課）

令和8年10月6日(火)～8日（木） 午前9時～午後5時まで

※ いずれの日程も都合がつかない場合は、子育て支援課（0278-25-5009）までご連絡ください。

※ 令和9年5月以降（年度途中）入園希望の方へ

- ・ 上記日程で、令和9年4月入園希望者同様に申込書を提出してください。
 - ・ 途中入園はこの間に申込書の提出をされた方が優先となります。
- ただし、広域入所希望については居住している方が優先となります。

3. 申込時に提出、提示していただく書類

(1) 申請書等

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ① 「令和9年度保育関係施設利用申込書」 | } 児童一人につき
1枚を提出 |
| ② 「教育・保育給付認定申請書」 | |
| ③ 「児童の健康状況調査書」 | |

④ 本人確認用書類

○ 申込者本人が提出の場合

・自身のマイナンバーカード又は通知カードと運転免許証等の提示

○ 代理人（申込者以外 配偶者も含む）が提出の場合

・「委任状」の提出、申込者のマイナンバーがわかるものの提示

・代理人の運転免許証等の提示

(2) 添付書類（兄弟など同一保護者の場合も1人につき1枚ですが写しでも結構です）

① 父及び母が家庭で保育ができないことを証明するための書類

区 分		添 付 書 類	提出期限	備 考
就 労	会 社 員 パ ー ト 内 職 自 営 業 農 業 等	「就労証明書」 事業主が証明したもの ※ みなかみ町HPに本様式のExcelファイルを掲載 しています。 必要に応じご活用ください。	申込時	指定様式
	求職中の方	「保育関係施設利用に関する申立書」 ※ 入園後3ヶ月以内に事業主が発行した「就労証 明書」を提出してください		
病 気 等	病気・負傷	医師の診断書		必要な部分 をコピーし てください
	病人の介護	（安静・加療または介護・看護を要する旨の内容で加 療期間を明記してあるもの<コピー可>）		
	心身障害	身障者手帳の写し （住所、氏名、手帳番号、障害名<種別・等級等> のわ かるページのコピー）		
	妊娠・出産	母子手帳の写し （住所、氏名、出産予定日のわかるページのコピー） 育児休業承認書<育児休業中の方> （各勤務先等で発行するもの<コピー可>）		
就 学	就 学 等	在学（在籍）証明書又は学生証の写し （各在学・在籍先で発行するもの<コピー可>）		
他	D V ・ 虐待など	公的機関が発行する証明など		

※ その他必要に応じて、必要書類を提出していただく場合があります。

（注）求職中の方は、できるだけ入園前に就労証明書等を提出してください。

提出できない場合は、必ず入園後3か月以内に提出してください。

（入園に関しては、証明書の提出がある方等<保育ができないことを証明できる
方>を優先するようになります。）

② 誓約書及び同意書（公立のみ）

保育料を納期限内に支払い滞納しないことを誓約し、滞納があった場合は児童手当の
現金支給・納付に同意していただきます。

※ 記入漏れ、添付書類不足は、申込書の受付ができなくなる場合があります。

既に教育・保育給付認定を受けている方は・・・

既にみなかみ町から認定通知書を交付されている方は、再度教育・保育給付認定を受けていただく必要はありません。現況届が済んでいる場合、以下の書類の提出をお願いします。

- 継続利用の場合・・・「継続利用申込書」
- 転園希望の場合・・・「保育利用申込書」、「児童の健康状況調査書」、「教育・保育給付認定通知」

※ ただし、1号認定を受けていて、次年度には2号・3号への認定変更をする方は、以下の新規入園用の申込書類が必要になります。

① 「教育・保育給付認定変更申請書」

② P.3(1) ①、③、④ P.4(2) 添付書類

- ・ 通園中の園または町まで必要書類をご請求ください。
- ・ さらに転園の場合は、申込期間までに利用希望の施設又は町への申込をお願いします。

4. 保育時間（保育標準時間と保育短時間）

提出された「家庭で保育できないことを証明する書類」により、保育時間を区分します。

保育時間には、「保育標準時間」利用（最長11時間）と、「保育短時間」利用（最長8時間）の2区分があります。保育料についても認定区分によって変わります。

認定の条件は次の表のとおりとなります。保護者からの申し出により、保育標準時間の認定から保育短時間の認定への変更については可能となりますので、認定の決定後に希望される方は申し出ください。

また、基本の時間の保育時間を超えて延長保育を行う施設もあります。

なお、延長保育料が発生する場合がありますので、詳しくは各保育関係施設にお問い合わせください。

【保育時間の認定区分】

区 分	要 件 ※下記要件等に基づき認定いたします。
標準時間認定	A 父母ともに120時間以上の就労等 1か月の就労時間は120時間に満たないものの、勤務時間帯との関係から、保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ないと市町村が認める場合についても、保育標準時間認定とすることがあります。 B 父母どちらかが病気・介護等 C 産前産後
短時間認定	A 父母ともに就労し、どちらかの就労時間が48時間以上120時間未満 B 父母ともに就労し、どちらの就労時間も48時間以上120時間未満 C 父母どちらか、またはどちらも求職中

5. 教育・保育給付認定通知及び認定証の交付

施設の利用にあたって教育・保育給付認定の申請に基づき、みなかみ町が申請を受けてから30日以内に教育・保育給付認定を通知します。また、希望者には、申請により保育認定証を交付します。ただし、令和9年4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に時間を要するため、締め切り日までに提出された教育・保育給付認定申請の結果は令和8年12月末頃に通知します。

6. 利用の決定

- (1) 利用は保育を必要とする要件を審査し、その程度が高い順から優先して決定します（利用調整）。よって、定員等の理由や児童の「保育を必要とする要件」によっては、入園できない場合があります。
- (2) 第一希望の保育関係施設で定員に余裕がないときは、入園できない場合がありますので申込書に必ず第二・三希望保育施設を記入してください。
- (3) 年度当初の利用調整の結果については、令和8年12月下旬に直接自宅へ郵送または通園中の保育施設を通して保護者へ通知をします。認定こども園への入園が決定した後、施設事業者と利用契約を結びます。
- (4) 申込や利用の決定後、申込取り消しや入園辞退する場合には、すみやかに子育て支援課まで連絡してください。連絡をしなかった場合、在籍とみなし、保育料の負担義務が生じますのでご注意ください。
- (5) 広域入所申込の取扱について
原則、施設の所在地に住所がある児童が優先になります。新規・継続利用希望者とも、希望保育施設の空き状態により利用が決定されます。入園内定については、入園希望月が4・5月分のものに限り、2月頃の決定（予定）になりますが、6月以降の入園希望者については、各市町村の保育関係施設の状況により、利用が決定されるようになります。

保育料(利用者負担額) について

1. 保育料(利用者負担額) の算定について



● 3～5 歳児の保育料について

幼児教育・保育無償化により、利用料が無償となります。

ただし、通園送迎費・食材料費・行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。

● 0～2 歳児の保育料について

(1) 決定方法

保育料は、保育施設を利用する児童の父母（家計の中心が祖父母の場合は祖父母等も含む）の令和8年度、令和9年度の市町村民税額により決定します。

◆ 4月～8月までの保育料：令和8年度の市町村民税額により決定します。

◆ 9月以降の保育料：令和9年度の市町村民税額により決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく保育料 (前々年の収入)						当年度の市町村民税額に基づく保育料 (前年の収入)					

(例) 令和9年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和8年度市民税額に基づく保育料 (令和7年1月1日～12月31日の収入)						令和9年度市民税額に基づく保育料 (令和8年1月1日～12月31日の収入)					

決定した保育料は、保育施設等を通してお知らせします。（4月からの分は3月末頃になります）町外の保育関係施設を利用の場合は、ご自宅へ郵送します。

(2) 注意点

- ① 国で税制度の見直しが行われた場合は、収入額に変化がなくても保育料が変わることがあります。

なお、税関係の書類が未提出や申告をしていない場合は、やむを得ず最高額の保育料で決定することがあります。

- ② 市町村民税の所得割課税額は、「調整控除」を除く税額控除適用前の額で算定します。
「住宅取得控除」、「寄付金（ふるさと納税など）控除」、「配当控除」等の適用前の税額となります。

- ③ 祖父母が家計の中心になる場合とは、父母が共に市町村民税が課税されておらず、かつ父母と同居等している場合で、祖父母のどちらか一方（最多収入者）を「家計の主宰者」と認定し、その者の市町村民税で階層認定します。（ただし、父又は母より所得が多い祖父母の場合）

世帯のとりえ方…祖父母と住所が同一の場合は、原則として同一世帯とします。別世帯と

認定する場合は、住民票が世帯分離しているだけでなく、それぞれの世帯に家屋があり、電気・ガス・水道等の光熱水費のメーターが別々になっている場合に限りです。同一家屋内に住み、電気・ガス・水道等の光熱水費を一緒に負担している場合は生計同一とみなします。

- ④ 保育関係施設利用年齢は、年度の初日でかぞえます。したがって、入園中に誕生日をむかえても、その年度中における年齢区分の変更はありません。
- ⑤ 保育料は1か月単位で負担していただきます。在籍中に保育関係施設に通わない日があっても日割り計算はしません。
- ⑥ 保育料は公立も私立も同額です。

(3) 保育料軽減措置について

以下について、軽減措置がありますので、対象となる児童は、「**軽減措置確認書**」をご提出ください。（入園内定後、提出の依頼をします）

① 多子世帯保育料軽減措置

2人以上の児童が同時に入園している場合、0歳から2歳までの2人目の保育料は半額、3人目からは無料になっています。また、世帯の市町村民税所得割課税合算額が57,700円未満の場合、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限を撤廃しています。

〈必要添付書類〉：別居の扶養している子どもがいる場合、健康保険証の写し

別居の扶養していない子どもがいる場合、戸籍抄本及び市町村民税課税証明書

② ひとり親世帯等に係る特例措置

ひとり親世帯や在宅障害児（者）がいる世帯で、世帯の市町村民税所得割課税合算額が77,101円未満の場合、0歳から2歳までの第1子及び第2子目以降の児童について、保育

料が軽減されます。

〈必要添付書類〉：児童扶養手当証書・児童扶養手当支給停止通知書・ひとり親福祉医療費受給者証・遺族年金証書・身障者手帳・養育手帳などいずれかの写し

③ 群馬県第3子以降3歳未満児保育料免除事業

第3子以降で3歳未満児の保育料については、群馬県費補助金と町の負担により無料となります。（現に扶養をしている第3子以降3歳未満児）

※ なお、群馬県の補助事業の状況により内容が変更される場合があります。

2. 公立園の保育料の納入 ※私立のこども園は各園ごとに手続きが異なります。

- (1) 保育料の納入は、原則口座振替となっています。「口座振替依頼書」に必要事項等を記入の上、口座振替を希望する金融機関へ預金通帳と銀行印を持参して、振替希望月の前月までにお申込みください。「口座振替依頼書」は、役場及び町内金融機関においてあります。
- (2) 保育料の納入期限（口座振替日）は、各月末日とし、末日が金融機関の休業日の場合は翌営業日となります。（ただし、12月は25日の予定）
- (3) 既に申込みしてある（手続済）口座振替の金融機関の変更を希望する場合は、変更を希望する金融機関へ「口座振替依頼書」を提出後、「口座振替取消届書」をやめたい金融機関へ提出してください。各用紙は、役場及び町内各金融機関においてあります。

利用申込後の手続き等について

1. 変更があった場合

利用申込手続後（入園中を含む）、次に該当するような場合は、すみやかに「**みなかみ町役場 子育て支援課**」まで連絡してください。

認定区分や保育料が変更になるなど、手続が必要な場合があります。

- (1) 税金の還付申告・修正申告をした場合
- (2) 家族状況（結婚、離婚、障害発生など）等が変更になった場合
- (3) 住所や氏名が変わった場合
- (4) 世帯員の増減があった場合（転居、婚姻、離婚、出生、死亡などにより）
- (5) 仕事を辞めた場合
- (6) 仕事が変わった場合
- (7) 病気などで保育施設を1か月上欠席する場合
- (8) 保育関係施設を退園・辞退する場合

※ 住所がみなかみ町内でなくなったときや保育を必要とする事由がなくなった場合は、原則、保育関係施設（保育認定）を利用することができません。

※ 認定内容（保育必要量、保育を必要とする状況など）の変更は、原則、変更申請日の翌月1日からの適用をお願いしています。

例えば、保育短時間の認定の方が就労時間等の変更により6月1日から保育標準時間での利用を希望する場合、5月20日までに認定変更申請書等を提出するようお願いします。

2. その他

(1) 給食について

認可保育園、認定こども園の保育利用者は、3歳未満は主食（ごはん・パン）と副食（おかず）の完全給食、3歳以上はおかずのみの副食給食を実施することになっています。

なお、施設によっては、主食代の実費徴収を行い、完全給食を実施している施設があります。

詳細は施設によって異なりますので、利用を希望する施設へお問い合わせください。

※ 副食費の実費徴収について

令和元年10月以降、3歳児から5歳児の副食費（給食費のうち、おかず・おやつ等の費用）は各園での実費徴収となりました。

ただし、次に当てはまる子どもについては、副食費が免除されます。

- ・ 年収360万円未満相当世帯の子ども
- ・ 小学校就学前の最年長の子から数えて、3人目以降

(2) 特別な支援を必要とするお子さんについて

障害や重い食物アレルギーのあるお子さん、医療的配慮が必要なお子さんなど特別に支援が必要なお子さんの利用については、申請前に園または町子育て支援課にご相談ください。

(3) 実費徴収について

保育料(利用料)以外に遠足代や教材費など別途実費相当分を負担していただきます。

実費徴収分については、各施設で異なりますので、施設の利用案内や説明会などでご確認ください。

費用について、生活保護世帯を対象に一部費用を町が負担する制度があります。
生活保護に該当する世帯の方は、ご相談ください。【役場子育て支援課まで】
助成額：教材費・行事費等 1人あたり月額2,700円までが補足給付されます

(4) 現況届について

子ども・子育て支援新制度において、2号・3号認定を受けた方は、毎年保育を必要とする事由の確認と、その年の9月から翌年8月までの保育料を算定するために「現況届」の提出が必要です。



その他の保育サービス

事業名	内 容	実施施設／お問い合わせ先	利用方法
一時保育	短期の就労、病気、その他私的な理由で、お子さんを一時的に保育できないときに利用できます	にいはるこども園 ☎64-0931 つきよのこども園 ☎25-8400 水上わかくりこども園 ☎72-4120	直接施設に申し込む (事前に申請が必要です)
ファミリーサポートセンター事業	相互援助によりお子さんの送迎や一時的な預かりなど子育ての援助を登録者にお願ひできる事業です	特定非営利活動法人 尾瀬なでしこの会 沼田市ファミリー サポートセンター ☎22-2447	事前登録が必要です
地域子育て支援拠点事業	親子の交流の場を提供、子育てに関する情報提供、子育てに関する相談、講習会などを行っています	にいはるこども園内 「きしゃぽっぽ」 ☎64-1848 「ぽかぽか」(上牧JA跡) ☎25-3535 つきよのこども園内 「さくらんぼルーム」 ☎25-8400	事前申込は不要ですが、行事により申込が必要な場合もあります。
子育て広場	親子間の交流の場を提供します	水上わかくりこども園 ☎72-4120	開催日や申込方法については、お問い合わせください
育児相談	子育てに関する不安やしつけなど	各認定こども園で実施	各園へ問い合わせください

保育関係施設利用申込書の記入例

(申込書 表側)

- 「保育を必要とする理由」欄は、右の事由欄を参考に両親等の該当する番号を（ ）内に記入し、月間就労時間は必ず記入してください。
- 「申込児童の世帯員」欄の申込児童の世帯全員（同居及び同一生計を営む世帯全員）を記入し、各年齢は、利用開始予定月1日現在の年齢を記入してください。

令和 年度 保育関係施設利用申込書									
みなかみ町長 様						令和〇年〇〇月〇〇日			
児童福祉法、子ども・子育て支援法に基づく保育関係施設への利用について、次のとおり申し込みます。 保育の提供または保育料の算定のために必要がある場合は、町が保有する個人情報を利用すること、町が勤務先に対し勤務内容等について職権調査すること並びに希望施設に対しこの申込書の内容及び保育関係の情報を提供することに同意します。						確 認			
申込者（保護者） 保 育 松 男									
希望する施設名	第1希望	つきよのこども園	希望理由	自宅に近く、送迎に便利					
	第2希望	水上わかくりこども園	希望理由	別居の祖父母の家に近い					
	第3希望	にいはるこども園	希望理由	父親の職場に近いため					
保育の提供を希望する期間		令和 〇年 4月 1日から 令和 〇年 3月 31日まで							
現 住 所		みなかみ町 後閑〇〇〇番地							
令和5年1月1日の住所が現住所と異なる場合のみ記入してください。（現住所への居住： 年 月から）									
電話番号		自宅 62-△△△△		緊急連絡先 090-1111-0000		場所（ 母携帯 ）			
区分	続柄	ふりがな	性別	利用月満年齢	生年月日	職 業 学校等	5年度住民税		6年度住民税
		氏 名					所得割	均等割	所得割 均等割
申込児童	本人	ほ い く た ろ う 保 育 太 郎	男 女	1	R2・5・5				
保護者	父	ほ い く ま つ お 保 育 松 男	男 女	20	S60・8・8	会社員			
申（同居児童家の世帯員）	母	保 育 竹 子	男 女	2△	S6△・7・7	パート			
	姉	保 育 花 子	男 女	□	H2◇・1・1	小学生			
	祖母	保 育 園 子	男 女	6☆	S2☆・3・3	無 職			
			男 女		・ ・				
			男 女		・ ・				
保育を必要とする理由	父（ ① ）	①就労（月48時間以上の就労）					税額合計		
	右の事由より番号選択	②妊娠、出産					5年度 6年度		
	父の月間就労時間（ 160 ）時間	③保護者の疾病、障害							
	母（ ① ）	④同居又は長期入院等している親族の介護・看護					階層区分		
右の事由より番号選択	⑤復旧災害					階層			
母の月間就労時間（ 120 ）時間	⑥求職活動（起業準備を含む）					保育の必要量			
	⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）					a 保育標準時間 11時間			
	⑧虐待やDVのおそれがあること					b 保育短時間 8時間			
	⑨その他（ ）								
児童の状況	現在（入園申込時）、昼間誰がお子さんをみていますか。 母親 ・ 父親 ・ 父方の祖父母 ・ 母方の祖父母 親類 ・ 知人（親類又は知人の住所： 氏名： 続柄： ） 無認可保育所 ・ 保育園（保育所等名： ） その他（ ） お子さんの発育・子育てについて心配ごとなどがありますか。 （無） ・ 有（ ）								
◎必要保育希望時間および児童の送迎方法（必要保育希望時間は、就労形態、送迎距離等を十分検討したうえで記入してください。）									
必要保育希望時間	平日（ 8時30分～ 17時30分 ） 平日休（ 無 月 火 水 木 金 ） 土曜日 ① 必要なし 2 第（ 1・2・3・4・5・不規則）周必要（ 時 分～ 時 分 ） 3 毎週必要（ 時 分～ 時 分 ）					送迎方法（ 車 ） 徒歩・他（ ） 送迎する人（児童との続柄） 氏名： 保育園子（祖母） 氏名： 保育竹子（母）			
※ 内については、事務局記入欄のため記入する必要はありません。									

(申込書裏側)

- ・ 「父親・母親の状況」は、各項目に従い、該当する箇所のみ記入、選択箇所は○印で選択してください。
- ・ 就労状況は「就労証明書」の内容と一致させてください。
- ・ 児童と保護者の生活が別にある場合は、必ず全て記入してください。
- ・ 「祖父母の状況」欄における各年齢欄は、利用開始予定月1日現在の年齢を記入してください。

職 業 及 び そ の 状 況	父 親 の 状 況		母 親 の 状 況				
	常勤	パート・自営・農業・内職・自営手伝・求職中・その他	常勤	パート・自営・農業・内職・自営手伝・求職中・その他			
	勤務先等	所在地：利根郡みなかみ町須川〇〇番地 事業所名：〇〇商店(株)須川支店 代表者名：三 国 一 郎 電話番号：0278-64-0000	勤務先等	所在地：利根郡みなかみ町月夜野△△番地 事業所名：△△医院 代表者名：大 峰 豊 電話番号：0278-62-△△△△			
仕事内容 (農業の場合は、耕作物、作付面積等を記入する。)	営業・販売		受付事務				
	(自営・農業) 従事形態(中心者・協力者) 従業員・従事者 人(本人を含む。) 就労時間(~)		(自営・農業) 従事形態(中心者・協力者) 従業員・従事者 人(本人を含む。) 就労時間(~)				
	(学生等) 学校名() 就学時間(~) 卒業見込 令和 年 月 日		(学生等) 学校名() 就学時間(~) 卒業見込 令和 年 月 日				
就労開始年月日 平成23年 4 月 1 日から就労		就労開始年月日 平成25年 10 月 1 日から就労					
疾病・介護	○疾病・介護の別： 1 疾病 2 介護 ○治療・介護方法： 入院・通院(月日数 日) ○傷病人名： 児童との続柄() 自宅療養・寝たきり・その他 ○傷病名： 不明 ○身障(療養)手帳： 級、No. : 1日平均 時間 ○介護状況(毎日・月15日以上・月15日未満) ○他の介護者：()						
妊娠・出産	○出産(予定日)日 令和 年 月 日 ○復職予定： 有 ・ 無 1. 令和 年 月 日から 産休 育休 明け復職する ○母子手帳No. 2. 新たに就職する						
生活保護の状況	・適用なし ・適用あり(年 月 日保護開始)						
◎児童と父または母の住所が異なる場合や生活が別の場合、その状況を記入してください。							
単身赴任 ・ 死 別 ・ 離 婚 ・ 行方不明 ・ 未 婚 ・ その他(別居の理由：)							
相手方氏名		上記の状況となった年月日： 年 月 日					
住 所							
別居等の場合は、税法上で、お子様はどなたの扶養か○を付けてください。 (源泉徴収票・確定申告書等の税書類中の扶養)		児童扶養手当の受給 有 ・ 無 ・ 申請中 (年 月 日から)					
1 父 2 母 3 祖父母 4 その他()							
◎祖父母の状況(同居等は問わず記入してください。)							
	氏 名	年齢	生 年 月 日	住 所	就労の有無	※保育の可・不可	
父方	祖父	死亡		年 月 日	有 ・ 無	可 ・ 不可	
	祖母	保育園子	60	S22年 3 月 3 日	利根郡みなかみ町後閑〇〇〇〇	有 ・ 無	可 ・ 不可
母方	祖父	育児清志	5△	S33年 1 月 1 日	利根郡みなかみ町湯原△△△	有 ・ 無	可 ・ 不可
	祖母	育児岳美	5◇	S34年 6 月 6 日	利根郡みなかみ町湯原△△△	有 ・ 無	可 ・ 不可

教育・保育給付認定申請書の記入例

- ・ 「児童の世帯」欄には、同一生計の者及び同居者を全て記入してください。
- ・ 「祖父母の状況」は、別居でも全てご記入ください。

様式第1号（第2条、第5条関係）

教育・保育給付認定申請書

令和 〇年 〇月 〇日

みなかみ町長 様

申込者（保護者） **群馬 太郎**

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。また、みなかみ町が、施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む。）および世帯情報を閲覧することや、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

申請に係る小学校就学前の子ども	氏 名	生年月日	年齢	性別	障害者手帳の有無
	(ふりがな) ぐんま はなこ 群馬 花子	平・令 〇年〇月〇日生	3	男・ 女	有・ 無
	何人きょうだいの何番目のお子さんですか		3 人きょうだいの 3 番目		
保護者住所・連絡先	(住所) みなかみ町後閑〇〇××		令和5年1月1日の住所		
	(連絡先) 090-〇〇〇〇-xxxx				
認定証番号	※既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入してください。				
保育の希望の有無(※)	有	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む。）令和 〇年 〇月 〇日から			
	無	幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等との併願の場合を除く。)令和 年 月 日から			

・「有」を○で囲んだ場合は①～③に、「無」を○で囲んだ場合は①②に必要事項を記入してください。

① 世帯の状況

区分	氏 名	児童との続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名等	マイナンバー
児童の世帯 (同居を全て記載)	群馬 花子	本人				
	群馬 太郎	父	H 〇年〇月〇日生	男・ 女	みなかみ町役場	
	群馬 ヤマ	母	H 〇年〇月〇日生	男・ 女	無 職	
	群馬 かわ	祖母	S 〇年〇月〇日生	男・ 女	(社)〇〇園	
	群馬 一郎	兄	H 〇年〇月〇日生	男 ・女	〇〇中学校	
	群馬 二郎	兄	H 〇年〇月〇日生	男 ・女	〇〇小学校	
			年 月 日生	男・女		
			年 月 日生	男・女		
生活保護の適用の有無	適用無 ・ 適用有り (年 月 日保護開始)					
家庭の状況	ひとり親世帯 ・ 障害児(者)のいる世帯(氏名)					

祖父母の状況（同居等は問わず記入。上記の世帯に記入の場合は、生年月日と住所は省略可。）

	氏 名	年齢	生年月日	住 所	就労の有無
父	祖父 死亡				有・無
方	祖母 群馬 かわ	65		(上記)	有 ・無
母	祖父 利根 三朗	70	S.〇. 〇.〇	沼田市〇〇町××	有 ・無
方	祖母 利根 とね子	69	S.〇. 〇.〇	同上	有・ 無

② 利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間	令和○年 4 月 1 日から 令和△年 3 月 31 日まで		
利用を希望する施設 （事業者）名	施設（事業者）名		希望理由
	第1希望	〇〇〇 こども園	自宅に近いため
	第2希望		
	第3希望		

③ 保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利 用を必要 とする理 由	続柄	必要とする理由	
	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 就学 ☐ 求職活動 ☐ 虐待・DV ☐ その他（ ）	
		具 体 的 な 状 況	（勤務先、就労時間・日数、疾病の状況など） みなかみ町役場
	続柄	必要とする理由	
	母	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 就学 ☒ 求職活動 ☐ 虐待・DV ☐ その他（ ）	
		具 体 的 な 状 況	（勤務先、就労時間・日数、疾病の状況など） 求職活動中

以下は記入しないでください。

＊市町村記載欄

受付年月日	令和 年 月 日		
認可の可否		認定番号	認定区分等
可 ・ 否			☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 （ ☐ 標 ☐ 短）
（否とする理由）			
令和 年 月 日認定			
支給（入所）の可否			支給（利用）期間
可 ・ 否			自令和 年 月 日 至令和 年 月 日
（否とする理由）			
☐ 施設型 ☐ 地域型 ☐ 特例施設型 ☐ 特例地域型			
入所施設（事業者）名			
☐ 認定こども園（ ☐ 連 ☐ 幼（ ☐ 幼 ☐ 保） ☐ 保（ ☐ 保 ☐ 幼） ☐ 地（ ☐ 幼 ☐ 保） ☐ 幼稚園 ☐ 保育所 地域型（ ☐ 小 ☐ 家 ☐ 居 ☐ 事）			
備 考			

＊施設記載欄（施設（事業者）を経由して市町村に提出する場合）

受付年月日	令和 年 月 日		
施設（事業者）名		（事業所番号： ）	
担当者氏名			
連絡先			
入所契約（内定）の有無		有（契約・内定（令和 年 月 日契約（内定）） ・ 無	
備 考			

みなかみ町の利用者負担額（令和元年10月～）

■ 1号認定（幼稚園・認定こども園） 施設型給付の利用者負担額（保育料）

階層区分		利用者負担(月/円)	○保育料は無料。 ○給食費・教材費等は、原則実費徴収になります。 ○町内施設を利用の方は、所得によっては、申請により実費徴収に係る補助金が受けられる場合があります。
1	生活保護世帯	0	
2	市町村民税非課税世帯	0	
3	市町村民税所得割課税 77,100円以下	0	
4	市町村民税所得割課税 211,200円以下	0	
5	市町村民税所得割課税 211,201円以上	0	

■ 2・3号認定（保育園・認定こども園等） 施設型給付の利用者負担額（保育料）

階層区分		満3歳以上		満3歳未満	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
		利用者負担	利用者負担	利用者負担	利用者負担
		保育料 (月/円)	保育料 (月/円)	保育料 (月/円)	保育料 (月/円)
1	生活保護世帯	0	0	0	0
2	市町村民税均等割非課税世帯 (所得割課税非課税)	0	0	0	0
3	市町村民税所得割課税 48,600円未満	0	0	9,000	8,800
4-1	市町村民税所得割課税 57,700円未満	0	0	17,000	16,600
4-2	市町村民税所得割課税 77,101円未満	0	0	17,000	16,600
4-3	市町村民税所得割課税 97,000円未満	0	0	17,000	16,600
5	市町村民税所得割課税 169,000円未満	0	0	23,000	22,400
6	市町村民税所得割課税 301,000円未満	0	0	30,000	29,000
7	市町村民税所得割課税 397,000円未満	0	0	35,000	33,800
8	市町村民税所得割課税 397,000円以上	0	0	35,000	33,800

- 階層区分の認定については、父と母それ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算します。
また、所得割課税額は「調整控除」を除く税額控除適用前の額で算定します。
「住宅取得控除」、「寄付金控除」、「配当控除」等の適用はありません。
- 毎年9月が保育料の切り替え時期となります。
(4月から8月までにあつては、前年度の市町村民税額に基づく保育料、9月以降は当年度の市町村民税額に基づく保育料)
- 就学前の児童の範囲において、最年長の子どもから数えて2人目は「第2子」、3人目以降は「第3子」とします。
なお、第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は無料となります。
ただし、第3階層、4-1階層の世帯において、生計を一にする2人以上の子を扶養している場合、年齢に関係なく、第2子を半額、第3子以降は無料となります。
- 1世帯で3人以上の子を扶養している場合、第3子以降3歳未満児については、申請に基づき0円となります。
(「群馬県第3子以降3歳未満児保育料免除事業」(県と町の補助)による)

※ ひとり親世帯等の利用者負担額

階層区分		満3歳以上		満3歳未満	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
		利用者負担	利用者負担	利用者負担	利用者負担
		保育料 (月/円)	保育料 (月/円)	保育料 (月/円)	保育料 (月/円)
1	生活保護世帯	0	0	0	0
2	市町村民税均等割非課税世帯 (所得割課税非課税)	0	0	0	0
3	市町村民税所得割課税 48,600円未満	0	0	3,900	3,900
4-1	市町村民税所得割課税 57,700円未満	0	0	6,000	6,000
4-2	市町村民税所得割課税 77,101円未満	0	0	6,000	6,000

○第3、第4-1、4-2階層のひとり親世帯等第1子以上上記金額。生計を一にする2人以上の子を扶養している場合、年齢に関係なく、第2子以降の保育料は無料となります。

(保育料の年齢は年度初日でかぞえるため、入園中に誕生日を迎えても年度途中に年齢区分の変更はありません)